

速報！ユウワ通信

今回は平成 28 年度税制改正大綱の法人税関係の改正のうち中小企業に影響を与えるものについてご紹介いたします。なお、この税制改正大綱は国会にて成立した後の施行となります。

税制改正大綱－法人税

(1) 法人税率の引き下げ

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について法人税の税率が段階的に引き下げられます。

開始 事業年度	平成27年4月1日 ～ 28年3月31日		平成28年4月1日 ～ 30年3月31日		平成30年4月1日 ～	
	普通法人 (資本金1億 円超)	23.9%		23.4%		23.2%
中小法人 (資本金1億 円以下)	所得800 万まで	所得800 万超	所得800 万まで	所得800 万超	所得800 万まで	所得800 万超
	15%	23.9%	15%	23.4%	19%※	23.2%

※軽減税率の特例 15%は平成 29 年 3 月 31 日以前開始事業年度までとなっています。

【 改正による影響 】

資本金が 1 億円以下の中小法人で所得が 800 万円以下の場合には改正による影響はありません。所得が 800 万円を超える中小法人・資本金が 1 億円を超える法人は法人税の税負担が減ることになります。

(2) 生産性向上促進税制の見直し

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(生産性向上設備投資促進税制)は、適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。(所得税についても同様)

【 改正による留意点 】

生産性向上設備等を取得し、平成 28 年 3 月 31 日までに事業共用していない場合は生産性向上設備投資促進税制の適用は不可となります。

(3) 減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物・鉱業用の建物の償却の方法について、定率法が廃止されます。(所得税についても同様)

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物	定額法
鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法 又は 生産高比例法

【 改正による影響 】

定率法は定額法に比べて建物附属設備や構築物を取

得した初年度など初期に減価償却費を多く計上できますが、今後はそれができなくなり毎年同じ金額の減価償却費を計上することになります。また、個人事業主は全て定額法で減価償却をすることになっていますが、税務署に届出をすることによって、建物以外の資産について定率法を選択することができました。しかし今回の改正が施行されれば個人事業者も建物附属設備や構築物について定率法を選択することができなくなります。

(4) 雇用促進税制の見直し

現在は、雇用者数が 5 人以上(中小企業は 2 人以上)増加し、かつ、雇用増加割合 10%以上等の一定要件を満たせば雇用者増加数 1 名あたり 40 万円の税額控除が受けられますが下記のとおり見直しがされています。

- ① 増加雇用者の範囲を、同意雇用開発促進地域(有効求人倍率が全国平均の 2/3 以下)内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定
- ② 一定の調整計算のうえ、所得拡大促進税制との併用が可能となる

また、適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長になります。

【 改正による留意点 】

雇用する事業所が同意雇用開発促進地域に該当するか確認が必要になります。熊本市・鹿児島市は同意雇用開発促進地域に該当していますが、福岡市は該当していません。(H27.10 月 1 日現在)その他の地域については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

(5) 生産性向上設備の固定資産税についての措置

中小企業者等が中小企業の実生産性向上に関する法律(仮称)の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、新規取得した一定の機械装置に関する固定資産税について取得後 3 年間は課税標準額を 2 分の 1 にします。対象資産は以下のいずれにも該当するものになります。

- ① 販売開始から 10 年以内のもの
- ② 旧モデルと比べ生産性が年平均 1%以上向上するもの
- ③ 1 台の取得価額が 160 万円以上

【 改正による影響 】

「中小企業の実生産性向上に関する法律(仮称)」の施行日に注意が必要です。

【竹下 香織】

★☆新入社員のご紹介☆★

◆東北の仙台から来ました浅野忠久と申します。不慣れではありますがよろしく願います。【浅野忠久】

◆1 日も早く知識を身につけ、皆さまの役に立てたらと考えております。笑顔を忘れず、日々精進していきたいです。よろしく願ひ致します。【伊藤 玲】